

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年8月11日
【四半期会計期間】	平成20年度第1四半期（自平成20年4月1日至平成20年6月30日）
【会社名】	三菱自動車工業株式会社
【英訳名】	MITSUBISHI MOTORS CORPORATION
【代表者の役職氏名】	取締役社長 益子 修
【本店の所在の場所】	東京都港区芝五丁目33番8号
【電話番号】	(03)3456-1111（大代表）
【事務連絡者氏名】	連結経理部長 村上 和年 （「第一部第4提出会社の状況」に関する事項については 総務部上級エキスパート 龍 芳泰）
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝五丁目33番8号
【電話番号】	(03)3456-1111（大代表）
【事務連絡者氏名】	連結経理部長 村上 和年 （「第一部第4提出会社の状況」に関する事項については 総務部上級エキスパート 龍 芳泰）
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次		平成20年度 第1四半期連結 累計(会計)期間	平成19年度
会計期間		自平成20年4月1日 至平成20年6月30日	自平成19年4月1日 至平成20年3月31日
売上高	百万円	610,098	2,682,103
経常利益	百万円	16,175	85,731
四半期(当期)純利益	百万円	10,298	34,710
純資産額	百万円	317,707	328,132
総資産額	百万円	1,559,272	1,609,408
1株当たり純資産額	円	23.75	21.81
1株当たり四半期(当期) 純利益金額	円	1.86	6.30
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額	円	1.13	3.81
自己資本比率	%	19.63	19.69
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	33,864	188,279
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	21,853	48,865
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	17,047	132,593
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	百万円	363,554	360,902
従業員数	人	33,746	33,202

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載して
いない。

2. 売上高は、消費税等を含んでいない。
3. 従業員数は就業人員を表示している。

2【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はない。主要な関係会社について、「3 関係会社の状況」に記載のとおり異動があった。

3【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、以下の会社が新たに連結子会社となった。

名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権の所有 割合(%)	関係内容
新潟三菱自動車販売株式会社	新潟市東区	200	自動車の販売	100.0	当社製品を販売 役員の兼任等・・・有 設備等の賃貸借・・・有

4【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成20年6月30日現在

従業員数(人)	33,746 (6,338)
---------	----------------

(注) 1. 人員数は、就業人員である。(役員を除く。)

2. 臨時従業員(パートタイマー、期間社員、派遣社員等)は()内に当第1四半期連結会計期間の期末人員を外数で表示している。

(2) 提出会社における従業員数

平成20年6月30日現在

従業員数(人)	13,058 (3,871)
---------	----------------

(注) 1. 人員数は、就業人員である。(役員を除く。)

2. 臨時従業員(パートタイマー、期間社員、派遣社員等)は()内に当第1四半期連結会計期間の期末人員を外数で表示している。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第1四半期連結会計期間における生産実績は次のとおりである。

	平成20年度第1四半期連結会計期間 数量(台) (自平成20年4月1日) 至平成20年6月30日)
国内	195,756
海外	68,543
合計	264,299

(2) 受注状況

当社は、大口需要等特別の場合を除き、見込生産を行っている。

(3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間の販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりである。

事業の種類別セグメントの名称	平成20年度第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日) 至平成20年6月30日)	
	数量(台)	金額(百万円)
自動車事業	313,811	606,855
金融事業	-	3,206
消去又は全社	-	35
合計	313,811	610,098

(注) 1. セグメント間の取引については消去又は全社に表示している。

2. 当第1四半期連結会計期間における主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりである。

相手先	平成20年度第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日) 至平成20年6月30日)	
	金額(百万円)	割合(%)
三菱商事株式会社	86,065	14.1
MC AUTOMOBILE(EUROPE) N.V.	85,119	14.0

3. 上記数量は、四半期報告書提出時点での速報値である。

4. 上記金額は、消費税等を含んでいない。

2【経営上の重要な契約等】

(1) 当第1四半期連結会計期間において、新たに締結した経営上の重要な契約は次のとおりである。

契約会社名	相手方		契約の内容	契約期間 (契約締結日)
	名称	国籍		
三菱自動車工業株式会社 (当社)	プジョー・シトロ エン・オートモビ ルズ・エス・エイ	フランス	ロシアで車両を生産するための合 弁事業に関する基本契約	契約締結日 平成20年5月19日

(2) 当第1四半期連結会計期間において、変更及び終了した経営上の重要な契約は次のとおりである。

当社、タイムラークライスラー・アーゲー間にて締結した平成18年10月30日付、インドネシア事業再編に関する契約は、目的達成により終了した。

3【財政状態及び経営成績の分析】

(1) 業績の状況

当第1四半期連結会計期間における事業環境は、新興国や資源国の経済は底堅く推移していたものの、サブプライムローン問題を背景とする国際金融資本市場の動揺や世界経済の減速、エネルギー・原材料価格の高騰など、景気減速とインフレが同時進行し、一段と厳しさを増しつつある。

このような中で、当社グループの当第1四半期連結会計期間の業績は、販売台数及び売上高は前年同期比で減少したが、販売車種構成改善、販売費削減、コスト低減などにより営業利益、経常利益、当期利益の全利益項目において前年同期実績を上回ることが出来た。

販売台数（小売）は、欧州で増加したが、日本、北米、アジアその他の地域で減少し、全体では314千台（前年同期比24千台、7%減）となった。

売上高は、為替の円高影響などにより、6,101億円（前年同期比207億円、3%減）となった。

営業利益は、為替の円高による減益要因を、販売車種構成改善、販売費削減、国内販社再編による固定費削減などのコスト低減効果などにより補い、前年同期比39億円増加の99億円となった。営業外損益は、利息収支改善、為替差益増加などにより97億円改善した。この結果、経常利益は、前年同期比136億円増加し、162億円となった。また、特別損益及び法人税等は、前年同期に特別損失として日本国内の連結販売子会社再編費用を計上していたことなどにより49億円改善した。この結果、当期損益は前年同期実績82億円の赤字から103億円の黒字へと185億円改善し、黒字転換した。

事業の種類別セグメントの業績は次のとおりである。

自動車事業

当第1四半期連結会計期間における自動車事業に係る売上高は、6,069億円（前年同期比2.4%減少）となり、営業利益は88億円（同74億円増加）となった。

金融事業

当第1四半期連結会計期間における金融事業に係る売上高は、32億円（前年同期比63.5%減少）となり、営業利益は10億円（同35億円減少）となった。

所在地別セグメントの業績は次のとおりである。

日本

日本は、主としてロシア・ウクライナ等東欧諸国等への輸出売上台数増加などにより、売上高は4,651億円（前年同期比5.6%増加）となり、営業利益は87億円（同143億円増加）となった。

北米

北米は、米国におけるサブプライム問題を背景とする経済環境悪化などにより、売上高は823億円（前年同期比27.4%減少）となり、営業損失は37億円（同31億円減少）となった。

欧州

欧州は、CO2環境規制に伴う西欧諸国の売上台数減少及び販売車種構成の変化により、売上高は1,150億円（前年同期比30.4%減少）となり、営業損失は20億円（同69億円減少）となった。

アジア・その他の地域

アジア・その他の地域では、売上台数の増加等により、売上高は1,450億円（前年同期比1.9%増加）となり、営業利益は豪州生産中止に伴う固定費の削減などにより77億円（同33億円増加）となった。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期末における現金及び現金同等物の残高は、3,636億円となり、期首残高に比べ27億円増加した。

キャッシュ・フローの状況は次のとおりである。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローが、たな卸資産の減少などにより339億円の収入となった。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、設備投資などにより219億円の支出となった。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、有利子負債の返済などにより170億円の支出となった。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が対処すべき課題について、重要な変更はない。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、9,586百万円である。

なお、当第1四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はない。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はない。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はない。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はない。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	9,958,285,000
A種優先株式	438,000
B種優先株式	374,000
C種優先株式	500,000
D種優先株式	500,000
E種優先株式	500,000
F種優先株式	500,000
G種優先株式	500,000
計	9,961,597,000

(注)「発行可能株式総数」欄には、平成20年6月30日現在の当社定款に記載されている株式の総数を記載している。

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成20年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成20年8月11日) (注)1	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	5,537,897,840	5,537,898,840	株式会社東京証券取引所 株式会社大阪証券取引所 各市場第一部	権利内容に何ら 限定のない当社 における標準と なる株式
第1回A種優先株式	73,000	73,000	-	(注)2, 9
第2回A種優先株式	25,000	25,000	-	(注)3, 9
第3回A種優先株式	1,000	1,000	-	(注)4, 9
第1回G種優先株式	130,000	130,000	-	(注)5, 9
第2回G種優先株式	168,393	168,393	-	(注)6, 9
第3回G種優先株式	10,200	10,200	-	(注)7, 9
第4回G種優先株式	30,000	30,000	-	(注)8, 9
計	5,538,335,433	5,538,336,433	-	-

(注)1. 「提出日現在発行数」欄には、平成20年8月1日からこの四半期報告書提出日までの優先株式の普通株式への転換による増減及び新株予約権の行使による増加は含まれていない。

2. 第1回A種優先株式の内容は次のとおりである。

(1) 優先配当金

優先配当金

当社は、定款第45条に定める期末配当金の支払いを行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)9(1)に定める支払順位に従い、第1回A種優先株式1株につき各事業年度において以下に定める第1回A種優先配当金を支払う。

平成21年3月31日に終了する事業年度までは、第1回A種優先配当金の額は無配とする。

平成21年4月1日に開始する事業年度以降は、第1回A種優先配当金の額は50,000円とする。

非累積条項

ある事業年度において第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第1回A種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録株式質権者に対しては、第1回A種優先配当金を超えて配当はしない。

(2) 優先中間配当金

当社は、定款第46条に定める中間配当金の支払いを行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)9(2)に定める支払順位に従い、第1回A種優先株式1株につき、第1回A種優先配当金の2分の1に相当する額の金銭を支払う。第1回A種優先中間配当金が支払われた場合においては、第1回A種優先配当金の支払いは、当該第1回A種優先中間配当金を控除した額による。

(3) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)9(3)に定める支払順位に従い、第1回A種優先株式1株につき金100万円を支払う。第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

当社は、法令に定める場合を除き、第1回A種優先株式について株式の併合又は分割を行わない。当社は、第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録株式質権者には、会社法第202条第1項に基づく募集株式の割当て又は同法第241条第1項に基づく募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(5) 議決権

第1回A種優先株主は、法令に定める場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(6) 転換請求権

第1回A種優先株主は、以下に定める転換を請求し得べき期間中、以下に定める転換の条件で、当社に対し、第1回A種優先株主が有する第1回A種優先株式を取得し、これと引換えに当社の普通株式を交付すること（以下、当社がある種類の株式を取得し、それと引換えに当社の他の種類の株式を交付することを「転換」という。）を請求することができる。但し、下記に定める各転換請求可能日において、剰余授權株式数（第1回A種優先株式発行要項に定義される。）が請求対象普通株式総数（第1回A種優先株式発行要項に定義される。）を下回る場合には、(I)各第1回A種優先株主が当該転換請求可能日に普通株式への転換を請求した第1回A種優先株式の数に、(II)剰余授權株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り下げる。また、0を下回る場合は0とする。）の第1回A種優先株式についてのみ、当該第1回A種優先株主の請求に基づくその有する第1回A種優先株式の普通株式への転換の効力が生じるものとし、転換の効力が生じる当該第1回A種優先株式以外の転換請求にかかる第1回A種優先株式については、転換請求がなされなかったものとみなす。

転換を請求し得べき期間

平成17年10月1日から平成26年6月10日（当該日が営業日でない場合には翌営業日）までのうち、毎月10日（当該日が営業日でない場合には翌営業日）（以下「転換請求可能日」という。）とする。

転換の条件

第1回A種優先株式は、下記の転換の条件で当社の普通株式に転換することができる。

(a) 当初転換価額

当初転換価額は、116円とする。

(b) 転換価額の修正

転換価額は、平成17年10月1日以降平成26年6月10日（当該日が営業日でない場合には翌営業日）までの各転換請求可能日において、第1回A種優先株式の全部又は一部について転換請求がなされる場合には、当該転換請求可能日をもって、当該転換請求可能日に先立つ20取引日（売買高加重平均価格のない日を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎取引日の売買高加重平均価格の平均値に修正されるものとする。但し、当該平均値が当初転換価額の50%に相当する額（以下「下限転換価額」という。）を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とする。また、当該平均値が当初転換価額の100%に相当する額（以下「上限転換価額」という。）を上回る場合には、修正後転換価額は上限転換価額とする。

(c) 転換価額の調整

転換価額、下限転換価額及び上限転換価額は、平成16年8月28日以降、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他所定の場合には、下記の算式により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}} - \text{自己株式数}}{\text{既発行普通株式数} - \text{自己株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

但し、普通株式の株式併合をするときは、株式併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

また、転換価額、下限転換価額及び上限転換価額は、合併その他一定の場合にも適宜調整される。

(d) 転換により交付すべき普通株式の数

第1回A種優先株式の転換により交付すべき普通株式の数の算出方法は、次のとおりとする。

$$\text{転換により交付すべき普通株式数} = \frac{\text{第1回A種優先株主が転換請求のために提出した第1回A種優先株式の払込金額相当額の総額}}{\text{転換価額}}$$

(7) 強制転換条項

上記(6)の転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかった第1回A種優先株式は、同期間の末日の翌日(以下「第1回A種優先株式転換基準日」という。)以降の日で取締役会で定める日をもって、第1回A種優先株式1株の払込金額相当額を第1回A種優先株式転換基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)で、除して得られる数の普通株式となる。

3. 第2回A種優先株式の内容は次のとおりである。

(1) 優先配当金

優先配当金

当社は、定款第45条に定める期末配当金の支払いを行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された第2回A種優先株主又は第2回A種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)9(1)に定める支払順位に従い、第2回A種優先株式1株につき各事業年度において以下に定める第2回A種優先配当金を支払う。

平成21年3月31日に終了する事業年度までは、第2回A種優先配当金の額は無配とする。

平成21年4月1日に開始する事業年度以降は、第2回A種優先配当金の額は50,000円とする。

非累積条項

ある事業年度において第2回A種優先株主又は第2回A種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第2回A種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

第2回A種優先株主又は第2回A種優先登録株式質権者に対しては、第2回A種優先配当金を超えて配当はしない。

(2) 優先中間配当金

当社は、定款第46条に定める中間配当金の支払いを行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された第2回A種優先株主又は第2回A種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)9(2)に定める支払順位に従い、第2回A種優先株式1株につき、第2回A種優先配当金の2分の1に相当する額の金銭を支払う。第2回A種優先中間配当金が支払われた場合においては、第2回A種優先配当金の支払いは、当該第2回A種優先中間配当金を控除した額による。

(3) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、第2回A種優先株主又は第2回A種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)9(3)に定める支払順位に従い、第2回A種優先株式1株につき金100万円を支払う。第2回A種優先株主又は第2回A種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

当社は、法令に定める場合を除き、第2回A種優先株式について株式の併合又は分割を行わない。当社は、第2回A種優先株主又は第2回A種優先登録株式質権者には、会社法第202条第1項に基づく募集株式の割当て又は、同法第241条第1項に基づく募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(5) 議決権

第2回A種優先株主は、法令に定める場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(6) 転換請求権

第2回A種優先株主は、以下に定める転換を請求し得べき期間中、以下に定める転換の条件で、その有する第2回A種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。

転換を請求し得べき期間

平成17年10月1日から平成26年6月10日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)までのうち、毎月10日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)(以下「転換請求可能日」という。)とする。

転換の条件

第2回A種優先株式は、下記の転換の条件で当社の普通株式に転換することができる。

(a) 当初転換価額

当初転換価額は、116円とする。

(b) 転換価額の修正

転換価額は、平成17年10月1日以降平成26年6月10日（当該日が営業日でない場合には翌営業日）までの各転換請求可能日において、第2回A種優先株式の全部又は一部について転換請求がなされる場合には、当該転換請求可能日をもって、当該転換請求可能日に先立つ20取引日（売買高加重平均価格のない日を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎取引日の売買高加重平均価格の平均値に修正されるものとする。但し、当該平均値が当初転換価額の50%に相当する額（但し、下限を30円とする。）（以下「下限転換価額」という。）を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とする。また、当該平均値が当初転換価額の100%に相当する額（以下「上限転換価額」という。）を上回る場合には、修正後転換価額は上限転換価額とする。

(c) 転換価額の調整

転換価額、下限転換価額及び上限転換価額は、平成16年8月28日以降、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他所定の場合には、下記の算式により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} - \text{自己株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} - \text{自己株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

但し、普通株式の株式併合をするときは、株式併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

また、転換価額、下限転換価額及び上限転換価額は、合併その他一定の場合にも適宜調整される。

(d) 転換により交付すべき普通株式の数

第2回A種優先株式の転換により交付すべき普通株式の数の算出方法は、次のとおりとする。

$$\text{転換により交付すべき普通株式数} = \frac{\text{第2回A種優先株主が転換請求のために提出した第2回A種優先株式の払込金額相当額の総額}}{\text{転換価額}}$$

(7) 強制転換条項

上記(6)の転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかった第2回A種優先株式は、同期間の末日の翌日（以下「第2回A種優先株式転換基準日」という。）以降の日で取締役会で定める日をもって、第2回A種優先株式1株の払込金額相当額を第2回A種優先株式転換基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）で、除して得られる数の普通株式となる。

4. 第3回A種優先株式の内容は次のとおりである。

(1) 優先配当金

優先配当金

当社は、定款第45条に定める期末配当金の支払いを行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された第3回A種優先株主又は第3回A種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)9(1)に定める支払順位に従い、第3回A種優先株式1株につき各事業年度において以下に定める第3回A種優先配当金を支払う。

平成21年3月31日に終了する事業年度までは、第3回A種優先配当金の額は無配とする。

平成21年4月1日に開始する事業年度以降は、第3回A種優先配当金の額は50,000円とする。

非累積条項

ある事業年度において第3回A種優先株主又は第3回A種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第3回A種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

第3回A種優先株主又は第3回A種優先登録株式質権者に対しては、第3回A種優先配当金を超えて配当はしない。

(2) 優先中間配当金

当社は、定款第46条に定める中間配当金の支払いを行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された第3回A種優先株主又は第3回A種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)9(2)に定める支払順位に従い、第3回A種優先株式1株につき、第3回A種優先配当金の2分の1に相当する額の金銭を支払う。第3回A種優先中間配当金が支払われた場合においては、第3回A種優先配当金の支払いは、当該第3回A種優先中間配当金を控除した額による。

(3) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、第3回A種優先株主又は第3回A種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)9(3)に定める支払順位に従い、第3回A種優先株式1株につき金100万円を支払う。第3回A種優先株主又は第3回A種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

当社は、法令に定める場合を除き、第3回A種優先株式について株式の併合又は分割を行わない。当社は、第3回A種優先株主又は第3回A種優先登録株式質権者には、会社法第202条第1項に基づく募集株式の割当て又は同法第241条第1項に基づく募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(5) 議決権

第3回A種優先株主は、法令に定める場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(6) 転換請求権

第3回A種優先株主は、以下に定める転換を請求し得べき期間中、以下に定める転換の条件で、その有する第3回A種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。

転換を請求し得べき期間

平成17年10月1日から平成26年6月10日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)までのうち、毎月10日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)(以下「転換請求可能日」という。)とする。

転換の条件

第3回A種優先株式は、下記の転換の条件で当社の普通株式に転換することができる。

(a) 当初転換価額

当初転換価額は、96円とする。

(b) 転換価額の修正

転換価額は、平成17年10月1日以降平成26年6月10日（当該日が営業日でない場合には翌営業日）までの各転換請求可能日において、第3回A種優先株式の全部又は一部について転換請求がなされる場合には、当該転換請求可能日をもって、当該転換請求可能日に先立つ20取引日（売買高加重平均価格のない日を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎取引日の売買高加重平均価格の平均値に修正されるものとする。但し、当該平均値が当初転換価額の50%に相当する額（但し、下限30円とする。）（以下「下限転換価額」という。）を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とする。また、当該平均値が当初転換価額の100%に相当する額（以下「上限転換価額」という。）を上回る場合には、修正後転換価額は上限転換価額とする。

(c) 転換価額の調整

転換価額、下限転換価額及び上限転換価額は、当初転換価額が決定された日の翌日以降、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他所定の場合には、下記の算式により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\begin{array}{l} \text{新規発行} \\ \text{普通株式数} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{1株当たりの} \\ \text{払込金額} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{(既発行普通株式数} \\ \text{- 自己株式数)} \end{array} + \begin{array}{l} \text{新規発行普通株式数} \\ \text{1株当たりの時価} \end{array}}$$

但し、普通株式の株式併合をするときは、株式併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

また、転換価額、下限転換価額及び上限転換価額は、合併その他一定の場合にも適宜調整される。

(d) 転換により交付すべき普通株式の数

第3回A種優先株式の転換により交付すべき普通株式の数の算出方法は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\begin{array}{l} \text{第3回A種優先株主が転換請求のために提出した} \\ \text{第3回A種優先株式の払込金額相当額の総額} \end{array}}{\text{転換価額}}$$

(7) 強制転換条項

上記(6)の転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかった第3回A種優先株式は、同期間の末日の翌日（以下「第3回A種優先株式転換基準日」という。）以降の日で取締役会で定める日をもって、第3回A種優先株式1株の払込金額相当額を第3回A種優先株式転換基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）で、除して得られる数の普通株式となる。

5. 第1回G種優先株式の内容は次のとおりである。

(1) 優先配当金

優先配当金

当社は、定款第45条に定める期末配当金の支払いを行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1回G種優先株主又は第1回G種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)9(1)に定める支払順位に従い、第1回G種優先株式1株につき各事業年度において以下に定める第1回G種優先配当金を支払う。

平成21年3月31日に終了する事業年度までは、第1回G種優先配当金の額は無配とする。

平成21年4月1日に開始する事業年度以降は、第1回G種優先配当金の額は50,000円とする。

非累積条項

ある事業年度において第1回G種優先株主又は第1回G種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第1回G種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

第1回G種優先株主又は第1回G種優先登録株式質権者に対しては、第1回G種優先配当金を超えて配当はしない。

(2) 優先中間配当金

当社は、定款第46条に定める中間配当金の支払いを行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録した第1回G種優先株主又は第1回G種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)9(2)の定める支払順位に従い、第1回G種優先株式1株につき、第1回G種優先配当金の2分の1に相当する額の金銭を支払う。第1回G種優先中間配当金が支払われた場合においては、第1回G種優先配当金の支払いは、当該第1回G種優先中間配当金を控除した額による。

(3) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、第1回G種優先株主又は第1回G種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)9(3)に定める支払順位に従い、第1回G種優先株式1株につき金100万円を支払う。第1回G種優先株主又は第1回G種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

当社は、法令に定める場合を除き、第1回G種優先株式について株式の併合又は分割を行わない。当社は、第1回G種優先株主又は第1回G種優先登録株式質権者には、会社法第202条第1項に基づく募集株式の割当て又は同法第241条第1項に基づく募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(5) 議決権

第1回G種優先株主は、法令に定める場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(6) 転換請求権

第1回G種優先株主は、以下に定める転換を請求し得べき期間中、以下に定める転換の条件で、その有する第1回G種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。但し、下記に定める各転換請求可能日において、剰余授權株式数(第1回G種優先株式発行要項に定義される。)が請求対象普通株式総数(第1回G種優先株式発行要項に定義される。)を下回る場合には、(I)各第1回G種優先株主が当該転換請求可能日に普通株式への転換を請求した第1回G種優先株式の数に、(II)剰余授權株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り下げる。また、0を下回る場合は0とする。)の第1回G種優先株式についてのみ、当該第1回G種優先株主の請求に基づくその有する第1回G種優先株式の普通株式への転換の効力が生じるものとし、転換の効力が生じる当該第1回G種優先株式以外の転換請求にかかる第1回G種優先株式については、転換請求がなされなかったものとみなす。

転換を請求し得べき期間

平成17年10月1日以降のうち、毎月10日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)(以下「転換請求可能日」という。)とする。

転換の条件

第1回G種優先株式は、下記の転換の条件で当社の普通株式に転換することができる。

(a) 当初転換価額

当初転換価額は、113円とする。

(b) 転換価額の修正

転換価額は、平成17年10月1日以降の各転換請求可能日において、第1回G種優先株式の全部又は一部について転換請求がなされる場合には、当該転換請求可能日をもって、当該転換請求可能日に先立つ20取引日（売買高加重平均価格のない日を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎取引日の売買高加重平均価格の平均値に修正されるものとする。但し、当該平均値が当初転換価額の50%に相当する額（以下「下限転換価額」という。）を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とする。また、当該平均値が当初転換価額の100%に相当する額（以下「上限転換価額」という。）を上回る場合には、修正後転換価額は上限転換価額とする。

(c) 転換価額の調整

転換価額、上限転換価額及び下限転換価額は、平成16年9月1日以降、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他所定の場合には、下記の算式により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}} - \text{自己株式数}}{\text{既発行普通株式数} - \text{自己株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

但し、普通株式の株式併合をするときは、株式併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

また、転換価額、下限転換価額及び上限転換価額は、合併その他一定の場合にも適宜調整される。

(d) 転換により交付すべき普通株式の数

第1回G種優先株式の転換により交付すべき普通株式の数の算出方法は、次のとおりとする。

$$\text{転換により交付すべき普通株式数} = \frac{\text{第1回G種優先株主が転換請求のために提出した第1回G種優先株式の払込金額相当額の総額}}{\text{転換価額}}$$

6. 第2回G種優先株式の内容は次のとおりである。

(1) 優先配当金

優先配当金

当社は、定款第45条に定める期末配当金の支払いを行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された第2回G種優先株主又は第2回G種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記（注）9（1）に定める支払順位に従い、第2回G種優先株式1株につき各事業年度において以下に定める第2回G種優先配当金を支払う。

平成21年3月31日に終了する事業年度までは、第2回G種優先配当金の額は無配とする。

平成21年4月1日に開始する事業年度以降は、第2回G種優先配当金の額は50,000円とする。

非累積条項

ある事業年度において第2回G種優先株主又は第2回G種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第2回G種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

第2回G種優先株主又は第2回G種優先登録株式質権者に対しては、第2回G種優先配当金を超えて配当はしない。

(2) 優先中間配当金

当社は、定款第46条に定める中間配当金の支払いを行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録した第2回G種優先株主又は第2回G種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記（注）9（2）の定める支払順位に従い、第2回G種優先株式1株につき、第2回G種優先配当金の2分の1に相当する額の金銭を支払う。第2回G種優先中間配当金が支払われた場合においては、第2回G種優先配当金の支払いは、当該第2回G種優先中間配当金を控除した額による。

(3) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、第2回G種優先株主又は第2回G種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)9(3)に定める支払順位に従い、第2回G種優先株式1株につき金100万円を支払う。第2回G種優先株主又は第2回G種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

当社は、法令に定める場合を除き、第2回G種優先株式について株式の併合又は分割を行わない。当社は、第2回G種優先株主又は第2回G種優先登録株式質権者には、会社法第202条第1項に基づく募集株式の割当て又は同法第241条第1項に基づく募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(5) 議決権

第2回G種優先株主は、法令に定める場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(6) 転換請求権

第2回G種優先株主は、以下に定める転換を請求し得べき期間中、以下に定める転換の条件で、その有する第2回G種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。但し、下記に定める各転換請求可能日において、剰余授權株式数(第2回G種優先株式発行要項に定義される。)が請求対象普通株式総数(第2回G種優先株式発行要項に定義される。)を下回る場合には、(I)各第2回G種優先株主が当該転換請求可能日に普通株式への転換を請求した第2回G種優先株式の数に、(II)剰余授權株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り下げる。また、0を下回る場合は0とする。)の第2回G種優先株式についてのみ、当該第2回G種優先株主の請求に基づくその有する第2回G種優先株式の普通株式への転換の効力が生じるものとし、転換の効力が生じる当該第2回G種優先株式以外の転換請求にかかる第2回G種優先株式については、転換請求がなされなかったものとみなす。

転換を請求し得べき期間

平成17年10月1日以降のうち、毎月10日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)(以下「転換請求可能日」という。)とする。

転換の条件

第2回G種優先株式は、下記の転換の条件で当社の普通株式に転換することができる。

(a) 当初転換価額

当初転換価額は、143円とする。

(b) 転換価額の修正

転換価額は、平成17年10月1日以降の各転換請求可能日において、第2回G種優先株式の全部又は一部について転換請求がなされる場合には、当該転換請求可能日をもって、当該転換請求可能日に先立つ20取引日（売買高加重平均価格のない日を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎取引日の売買高加重平均価格の平均値に修正されるものとする。但し、当該平均値が当初転換価額の50%に相当する額（以下「下限転換価額」という。）を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とする。また、当該平均値が当初転換価額の100%に相当する額（以下「上限転換価額」という。）を上回る場合には、修正後転換価額は上限転換価額とする。

(c) 転換価額の調整

転換価額、上限転換価額及び下限転換価額は、平成17年3月11日以降、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他所定の場合には、下記の算式により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数} - \text{自己株式数}}$$

但し、普通株式の株式併合をするときは、株式併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

また、転換価額、下限転換価額及び上限転換価額は、合併その他一定の場合にも適宜調整される。

(d) 転換により交付すべき普通株式の数

第2回G種優先株式の転換により交付すべき普通株式の数の算出方法は、次のとおりとする。
 第2回G種優先株主が転換請求のために提出した

$$\text{転換により交付すべき普通株式数} = \frac{\text{第2回G種優先株式の払込金額相当額の総額}}{\text{転換価額}}$$

7. 第3回G種優先株式の内容は次のとおりである。

(1) 優先配当金

優先配当金

当社は、定款第45条に定める期末配当金の支払いを行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された第3回G種優先株主又は第3回G種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記（注）9（1）に定める支払順位に従い、第3回G種優先株式1株につき各事業年度において以下に定める第3回G種優先配当金を支払う。

平成21年3月31日に終了する事業年度までは、第3回G種優先配当金の額は無配とする。

平成21年4月1日に開始する事業年度以降は、第3回G種優先配当金の額は50,000円とする。

非累積条項

ある事業年度において第3回G種優先株主又は第3回G種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第3回G種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

第3回G種優先株主又は第3回G種優先登録株式質権者に対しては、第3回G種優先配当金を超えて配当はしない。

(2) 優先中間配当金

当社は、定款第46条に定める中間配当金の支払いを行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された第3回G種優先株主又は第3回G種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記（注）9（2）の定める支払順位に従い、第3回G種優先株式1株につき、第3回G種優先配当金の2分の1に相当する額の金銭を支払う。第3回G種優先中間配当金が支払われた場合においては、第3回G種優先配当金の支払いは、当該第3回G種優先中間配当金を控除した額による。

(3) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、第3回G種優先株主又は第3回G種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)9(3)に定める支払順位に従い、第3回G種優先株式1株につき金100万円を支払う。第3回G種優先株主又は第3回G種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

当社は、法令に定める場合を除き、第3回G種優先株式について株式の併合又は分割を行わない。当社は、第3回G種優先株主又は第3回G種優先登録株式質権者には、会社法第202条第1項に基づく募集株式の割当て又は同法第241条第1項に基づく募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(5) 議決権

第3回G種優先株主は、法令に定める場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(6) 転換請求権

第3回G種優先株主は、以下に定める転換を請求し得べき期間中、以下に定める転換の条件で、その有する第3回G種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。但し、下記に定める各転換請求可能日において、剰余授權株式数(第3回G種優先株式発行要項に定義される。)が請求対象普通株式総数(第3回G種優先株式発行要項に定義される。)を下回る場合には、(I)各第3回G種優先株主が当該転換請求可能日に普通株式への転換を請求した第3回G種優先株式の数に、(II)剰余授權株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り下げる。また、0を下回る場合は0とする。)の第3回G種優先株式についてのみ、当該第3回G種優先株主の請求に基づくその有する第3回G種優先株式の普通株式への転換の効力が生じるものとし、転換の効力が生じる当該第3回G種優先株式以外の転換請求にかかる第3回G種優先株式については、転換請求がなされなかったものとみなす。

転換を請求し得べき期間

平成17年10月1日以降のうち、毎月10日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)(以下「転換請求可能日」という。)とする。

転換の条件

第3回G種優先株式は、下記の転換の条件で当社の普通株式に転換することができる。

(a) 当初転換価額

当初転換価額は、139円とする。

(b) 転換価額の修正

転換価額は、平成17年10月1日以降の各転換請求可能日において、第3回G種優先株式の全部又は一部について転換請求がなされる場合には、当該転換請求可能日をもって、当該転換請求可能日に先立つ20取引日（売買高加重平均価格のない日を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎取引日の売買高加重平均価格の平均値に修正されるものとする。但し、当該平均値が当初転換価額の50%に相当する額（以下「下限転換価額」という。）を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とする。また、当該平均値が当初転換価額の100%に相当する額（以下「上限転換価額」という。）を上回る場合には、修正後転換価額は上限転換価額とする。

(c) 転換価額の調整

転換価額、上限転換価額及び下限転換価額は、平成17年3月23日以降、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他所定の場合には、下記の算式により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}} - \text{自己株式数}}{\text{既発行普通株式数} - \text{自己株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

但し、普通株式の株式併合をするときは、株式併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

また、転換価額、下限転換価額及び上限転換価額は、合併その他一定の場合にも適宜調整される。

(d) 転換により交付すべき普通株式の数

第3回G種優先株式の転換により交付すべき普通株式の数の算出方法は、次のとおりとする。
第3回G種優先株主が転換請求のために提出した

$$\text{転換により交付すべき普通株式数} = \frac{\text{第3回G種優先株式の払込金額相当額の総額}}{\text{転換価額}}$$

8. 第4回G種優先株式の内容は次のとおりである。

(1) 優先配当金

優先配当金

当社は、定款第45条に定める期末配当金の支払いを行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された第4回G種優先株主又は第4回G種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記（注）9（1）に定める支払順位に従い、第4回G種優先株式1株につき各事業年度において以下に定める第4回G種優先配当金を支払う。

平成21年3月31日に終了する事業年度までは、第4回G種優先配当金の額は無配とする。

平成21年4月1日に開始する事業年度以降は、第4回G種優先配当金の額は50,000円とする。

非累積条項

ある事業年度において第4回G種優先株主又は第4回G種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第4回G種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

第4回G種優先株主又は第4回G種優先登録株式質権者に対しては、第4回G種優先配当金を超えて配当はしない。

(2) 優先中間配当金

当社は、定款第46条に定める中間配当金の支払いを行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された第4回G種優先株主又は第4回G種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記（注）9（2）の定める支払順位に従い、第4回G種優先株式1株につき、第4回G種優先配当金の2分の1に相当する額の金銭を支払う。第4回G種優先中間配当金が支払われた場合においては、第4回G種優先配当金の支払いは、当該第4回G種優先中間配当金を控除した額による。

(3) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、第4回G種優先株主又は第4回G種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記（注）9（3）に定める支払順位に従い、第4回G種優

先株式1株につき金100万円を支払う。第4回G種優先株主又は第4回G種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

当社は、法令に定める場合を除き、第4回G種優先株式について株式の併合又は分割を行わない。当社は、第4回G種優先株主又は第4回G種優先登録株式質権者には、会社法第202条第1項に基づく募集株式の割当て又は同法第241条第1項に基づく募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(5) 議決権

第4回G種優先株主は、法令に定める場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(6) 転換請求権

第4回G種優先株主は、以下に定める転換を請求し得べき期間中、以下に定める転換の条件で、その有する第4回G種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。但し、下記に定める各転換請求可能日において、剰余授權株式数(第4回G種優先株式発行要項に定義される。)が請求対象普通株式総数(第4回G種優先株式発行要項に定義される。)を下回る場合には、(I)各第4回G種優先株主が当該転換請求可能日に普通株式への転換を請求した第4回G種優先株式の数に、(II)剰余授權株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り下げる。また、0を下回る場合は0とする。)の第4回G種優先株式についてのみ、当該第4回G種優先株主の請求に基づくその有する第4回G種優先株式の普通株式への転換の効力が生じるものとし、転換の効力が生じる当該第4回G種優先株式以外の転換請求にかかる第4回G種優先株式については、転換請求がなされなかったものとみなす。

転換を請求し得べき期間

平成19年10月1日以降のうち、毎月10日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)(以下「転換請求可能日」という。)とする。

転換の条件

第4回G種優先株式は、下記の転換の条件で当社の普通株式に転換することができる。

(a) 当初転換価額

当初転換価額は、258円とする。

(b) 転換価額の修正

転換価額は、平成19年10月1日以降の各転換請求可能日において、第4回G種優先株式の全部又は一部について転換請求がなされる場合には、当該転換請求可能日をもって、当該転換請求可能日に先立つ20取引日（売買高加重平均価格のない日を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎取引日の売買高加重平均価格の平均値に修正されるものとする。但し、当該平均値が当初転換価額の30%に相当する額（以下「下限転換価額」という。）を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とする。また、当該平均値が当初転換価額の100%に相当する額（以下「上限転換価額」という。）を上回る場合には、修正後転換価額は上限転換価額とする。

(c) 転換価額の調整

転換価額、上限転換価額及び下限転換価額は、平成18年1月31日以降、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他所定の場合には、下記の算式により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数} - \text{自己株式数}}$$

但し、普通株式の株式併合をするときは、株式併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

また、転換価額、下限転換価額及び上限転換価額は、合併その他一定の場合にも適宜調整される。

(d) 転換により交付すべき普通株式の数

第4回G種優先株式の転換により交付すべき普通株式の数の算出方法は、次のとおりとする。

$$\text{転換により交付すべき普通株式数} = \frac{\text{第4回G種優先株主が転換請求のために提出した第4回G種優先株式の発行価格の総額}}{\text{転換価額}}$$

9. 優先順位

(1) 優先配当金の優先順位

A種優先配当金、B種優先配当金、D種優先配当金、E種優先配当金、F種優先配当金及びG種優先配当金の支払順位は、B種優先配当金及びF種優先配当金を第1順位（それらの間では同順位）とし、A種優先配当金、D種優先配当金、E種優先配当金及びG種優先配当金を第2順位（それらの間では同順位）とする。

(2) 優先中間配当金の優先順位

A種優先中間配当金、B種優先中間配当金、D種優先中間配当金、E種優先中間配当金、F種優先中間配当金及びG種優先中間配当金の支払順位は、B種優先中間配当金及びF種優先中間配当金を第1順位（それらの間では同順位）とし、A種優先中間配当金、D種優先中間配当金、E種優先中間配当金及びG種優先中間配当金を第2順位（それらの間では同順位）とする。

(3) 残余財産の分配の優先順位

A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式、F種優先株式及びG種優先株式にかかる残余財産の分配の支払順位は、B種優先株式、C種優先株式、F種優先株式及びG種優先株式にかかる残余財産の分配の支払いを第1順位（それらの間では同順位）とし、A種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式にかかる残余財産の分配の支払いを第2順位（それらの間では同順位）とする。

(2) 【新株予約権等の状況】

新株予約権、新株予約権付社債及びその他提出会社に対して新株の発行を請求できる権利（ストックオプション）に関する事項は、次のとおりである。

平成14年6月25日定時株主総会決議

	提出日の前月末現在 (平成20年7月31日)
新株予約権の数(個)	966
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	966,000
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注)1	173
新株予約権の行使期間	平成16年7月1日～ 平成21年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注)1	発行価格 173 資本組入額 87
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」の変更は、優先株の普通株への転換による調整のためである。
優先株の普通株への転換が発生した場合、行使価格の調整は発生の日度ではなく発生月翌月に1回のみ行うこととし、発生月の月末日時点の行使価格を当該月の翌月15日より適用する。
発生月の月末日以降翌月15日までの間に、他の事由による普通株式新規発行が生じた場合は、かかる事由による行使価格の調整をおこなう。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。
なお、発行日以降、当社普通株式の分割又は併合が行われる場合には、行使価格は当該株式の分割又は併合の比率に応じ比例的に調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。
さらに、発行日以降、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、行使価格の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価格を調整する。

2. (1) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (2) 新株予約権の第三者への譲渡、質入れその他一切の処分は認めない。
- (3) 新株予約権の割り当てを受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は社員の地位にあることを要す。ただし、当社又は当社子会社の取締役又は執行役員を任期満了により退任した場合、当社社員を定年退職した場合、その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。また、新株予約権の割り当てを受けた者が死亡した場合は、相続人が新株予約権を行使することができる。ただし、いずれの場合も新株予約権割当契約に定める条件によるものとする。
- (4) 上記のほか、新株予約権割当契約で新株予約権の行使の制限その他に関して定めるものとする。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はない。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減 額(千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
自平成20年4月1日 至平成20年6月30日 普通株式(注)		5,537,897,840		657,349,926		433,196,985

(注) 平成20年7月1日から平成20年7月31日までの間に新株予約権の行使により普通株式の総数は1,000株増加し、5,537,898,840株となり、資本金は87千円増加し、資本金残高は657,350,013千円に、資本準備金は86千円増加し、資本準備金残高は433,197,071千円となった。

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握していない。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成20年3月31日）に基づく株主名簿により記載する。

【発行済株式】

平成20年6月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	第1回A種優先株式 73,000 第2回A種優先株式 25,000 第3回A種優先株式 1,000 第1回G種優先株式 130,000 第2回G種優先株式 168,393 第3回G種優先株式 10,200 第4回G種優先株式 30,000	-	(注)1.
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 80,000	-	-
完全議決権株式（その他）	普通株式 5,537,447,000 (注)2.	5,536,740	権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる株式
単元未満株式	普通株式 370,840 (注)3.	-	同上
発行済株式総数	5,538,335,433	-	-
総株主の議決権	-	5,536,740	-

(注)1. (1)株式の総数等 発行済株式(注)2.~(注)9.を参照。

2. 「完全議決権株式（その他）」の欄には証券保管振替機構名義の株式707,000株（議決権の数707個）が含まれている。

3. 「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己株式373株が含まれている。

【自己株式等】

平成20年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数（株）	他人名義所有 株式数（株）	所有株式数の 合計（株）	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合（％）
三菱自動車工業株式会社	東京都港区芝五丁目 33番8号	80,000	-	80,000	0.00
計	-	80,000	-	80,000	0.00

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	平成20年 5月	平成20年 6月
最高（円）	168	187	212
最低（円）	156	161	191

(注) 株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものである。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までの役員の異動は、次の通りである。

(1) 役職の異動

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	異動年月
(代表取締役) 取締役副社長	ステップアップ2010 推進室長 ロシア組立事業推進・ M i E V 事業統括担当	(代表取締役) 取締役副社長	ステップアップ2010 推進室長	前田 真人	平成20年8月1日

(注) 執行役員の異動はない。

第5【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成している。

なお、四半期連結財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成20年8月7日内閣府令第50号）附則第7条第1項第5号ただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則を適用している。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、平成20年度第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けている。

なお、新日本有限責任監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本監査法人から名称を変更している。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	平成20年度第1四半期 連結会計期間末 (平成20年6月30日)	平成19年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	355,789	355,896
受取手形及び売掛金	3 132,610	3 174,076
有価証券	8,555	5,754
商品及び製品	167,436	174,999
仕掛品	34,789	73,058
原材料及び貯蔵品	52,983	51,586
その他	3 124,986	3 139,658
貸倒引当金	10,053	10,897
流動資産合計	867,097	964,133
固定資産		
有形固定資産	1 518,052	1 453,453
無形固定資産	4 18,748	4 31,825
投資その他の資産		
投資有価証券	69,705	75,999
その他	3 99,678	3 98,548
貸倒引当金	14,010	14,551
投資その他の資産合計	155,373	159,996
固定資産合計	692,174	645,274
資産合計	1,559,272	1,609,408
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	363,937	423,729
短期借入金	252,602	272,042
1年内償還予定の社債	49,790	24,260
未払金及び未払費用	166,175	178,508
未払法人税等	6,253	8,115
製品保証引当金	51,235	50,320
その他	109,102	73,936
流動負債合計	999,097	1,030,913
固定負債		
社債	200	25,800
長期借入金	29,435	31,806
退職給付引当金	104,592	103,295
役員退職慰労引当金	936	936
その他	107,302	88,524
固定負債合計	242,466	250,362
負債合計	1,241,564	1,281,275

(単位：百万円)

	平成20年度第1四半期 連結会計期間末 (平成20年6月30日)	平成19年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	657,349	657,349
資本剰余金	432,661	432,661
利益剰余金	705,568	702,432
自己株式	14	14
株主資本合計	384,428	387,564
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	5,674	10,676
繰延ヘッジ損益	3,909	3,157
為替換算調整勘定	80,116	84,584
評価・換算差額等合計	78,351	70,750
少数株主持分	11,630	11,318
純資産合計	317,707	328,132
負債純資産合計	1,559,272	1,609,408

(2) 【 四半期連結損益計算書 】
【 第 1 四半期連結累計期間 】

(単位 : 百万円)

	平成20年度第 1 四半期 連結累計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 6 月30日)
売上高	610,098
売上原価	510,430
売上総利益	99,667
販売費及び一般管理費	
広告宣伝費及び販売促進費	27,253
運賃	12,450
役員報酬及び給料手当	18,239
退職給付引当金繰入額	1,334
減価償却費	3,659
研究開発費	9,586
その他	17,286
販売費及び一般管理費合計	89,811
営業利益	9,856
営業外収益	
受取利息	2,282
為替差益	8,408
その他	1,660
営業外収益合計	12,351
営業外費用	
支払利息	4,014
訴訟関連費用	1,427
その他	590
営業外費用合計	6,032
経常利益	16,175
特別利益	
固定資産売却益	164
貸倒引当金戻入額	383
その他	29
特別利益合計	576
特別損失	
固定資産除却損	366
固定資産売却損	75
早期退職金	1,139
その他	303
特別損失合計	1,884
税金等調整前四半期純利益	14,868
法人税、住民税及び事業税	2,300
法人税等調整額	1,537
法人税等合計	3,837
少数株主利益	731
四半期純利益	10,298

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	平成20年度第1四半期 連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	14,868
減価償却費	20,202
貸倒引当金の増減額(は減少)	1,265
退職給付引当金の増減額(は減少)	340
受取利息及び受取配当金	2,508
支払利息	4,014
為替差損益(は益)	11
持分法による投資損益(は益)	1,034
固定資産除売却損益(は益)	277
売上債権の増減額(は増加)	45,233
たな卸資産の増減額(は増加)	18,496
仕入債務の増減額(は減少)	51,539
早期退職金	1,139
その他	2,568
小計	50,782
利息及び配当金の受取額	3,879
利息の支払額	3,912
株式譲渡契約に基づく損失補償の支払額	10,896
早期退職金の支払額	2,428
法人税等の支払額	3,559
営業活動によるキャッシュ・フロー	33,864
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	25,628
有形固定資産の売却による収入	4,949
投資有価証券の取得による支出	577
長期貸付けによる支出	319
長期貸付金の回収による収入	196
その他	474
投資活動によるキャッシュ・フロー	21,853
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金及びコマーシャル・ペーパーの増減額(は減少)	9,739
長期借入金の返済による支出	4,311
少数株主への配当金の支払額	578
その他	2,417
財務活動によるキャッシュ・フロー	17,047
現金及び現金同等物に係る換算差額	7,020
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	1,984
現金及び現金同等物の期首残高	360,902
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額(は減少)	666
現金及び現金同等物の四半期末残高	363,554

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

平成20年度第1四半期連結会計期間
(自平成20年4月1日
至平成20年6月30日)

1. 連結の範囲に関する事項の変更

(1) 連結の範囲の変更

当第1四半期連結会計期間より、エムエムシー
イー・オート・オーナー・トラスト・2008-Aは新
規設立のため、新潟三菱自動車販売株式会社は相
対的重要性の観点から、連結の範囲に含めている。

(2) 変更後の連結子会社の数

52社

2. 会計処理基準に関する事項の変更

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法の変更

たな卸資産

たな卸資産については、四半期連結財務諸表提出
会社及び国内連結子会社は、従来、主として先入先
出法による原価法、または個別法による原価法を採
用していたが、当第1四半期連結会計期間より「棚
卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準
第9号 平成18年7月5日)が適用されたことに伴
い、主として先入先出法による原価法(貸借対照表
価額については収益性の低下に基づく簿価切下げ
の方法)、または個別法による原価法(貸借対照表
価額については収益性の低下に基づく簿価切下げ
の方法)を採用している。

これによる営業利益、経常利益及び税金等調整前
四半期純利益への影響は軽微である。

平成20年度第1四半期連結会計期間
(自平成20年4月1日
至平成20年6月30日)

(2) リース取引に関する会計基準の適用

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、四半期連結財務諸表提出会社及び国内連結子会社は、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっていたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が平成20年4月1日以後に開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から適用できることとなったことに伴い、当第1四半期連結会計期間からこれらの会計基準等を適用し、通常の売買取引に係る会計処理を行っている。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とした定額法を採用しており、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としている。なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、期首に前連結会計年度末における未経過リース料残高を取得価額として取得したものととしてリース資産を計上する方法によっている。

これにより、有形固定資産が24,286百万円増加している。なお、営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益への影響は軽微である。

また、リース取引に関する会計基準等の適用に併せて、従来、ファイナンス・リース取引の通常の売買処理に係る会計処理に準じて仕掛品に計上していた購入品金型の未償却残高を、当第1四半期連結会計期間から有形固定資産に計上している。これにより、仕掛品が35,102百万円減少し、有形固定資産が同額増加している。

(3) 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用

当第1四半期連結会計期間より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用し、連結上必要な修正を行っている。

これにより、期首利益剰余金が13,455百万円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益が473百万円増加している。

なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載している。

【簡便な会計処理】

平成20年度第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
1. 棚卸資産の評価方法 当第1四半期連結会計期間末における棚卸高は、実地棚卸を省略し、前連結会計年度末に係る実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算出している。
2. 固定資産の減価償却費の算定方法 定率法を採用している固定資産の減価償却費は、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して計算している。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

平成20年度第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	平成19年度末 (平成20年3月31日)																								
1. 有形固定資産の減価償却累計額 1,165,574百万円	1. 有形固定資産の減価償却累計額 1,280,402百万円																								
2. 保証債務等	2. 保証債務等																								
(1) 保証債務	(1) 保証債務																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>被保証者</th> <th>保証金額 (百万円)</th> <th>被保証債務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>従業員</td> <td style="text-align: center;">2,780</td> <td>「社員財形住宅貸金」等に係る銀行借入金</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: center;">1,967</td> <td>銀行借入金他</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">4,747</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	被保証者	保証金額 (百万円)	被保証債務の内容	従業員	2,780	「社員財形住宅貸金」等に係る銀行借入金	その他	1,967	銀行借入金他	計	4,747		<table border="1"> <thead> <tr> <th>被保証者</th> <th>保証金額 (百万円)</th> <th>被保証債務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>従業員</td> <td style="text-align: center;">2,857</td> <td>「社員財形住宅貸金」等に係る銀行借入金</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: center;">1,841</td> <td>銀行借入金他</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">4,699</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	被保証者	保証金額 (百万円)	被保証債務の内容	従業員	2,857	「社員財形住宅貸金」等に係る銀行借入金	その他	1,841	銀行借入金他	計	4,699	
被保証者	保証金額 (百万円)	被保証債務の内容																							
従業員	2,780	「社員財形住宅貸金」等に係る銀行借入金																							
その他	1,967	銀行借入金他																							
計	4,747																								
被保証者	保証金額 (百万円)	被保証債務の内容																							
従業員	2,857	「社員財形住宅貸金」等に係る銀行借入金																							
その他	1,841	銀行借入金他																							
計	4,699																								
(2) 保証債務に準ずる債務	(2) 保証債務に準ずる債務																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象者</th> <th>対象金額 (百万円)</th> <th>対象債務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イーグル・ウィングス・インダストリーズ・インク</td> <td style="text-align: center;">1,782</td> <td>銀行借入金</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">1,782</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	対象者	対象金額 (百万円)	対象債務の内容	イーグル・ウィングス・インダストリーズ・インク	1,782	銀行借入金	計	1,782		<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象者</th> <th>対象金額 (百万円)</th> <th>対象債務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イーグル・ウィングス・インダストリーズ・インク</td> <td style="text-align: center;">2,028</td> <td>銀行借入金</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">2,028</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	対象者	対象金額 (百万円)	対象債務の内容	イーグル・ウィングス・インダストリーズ・インク	2,028	銀行借入金	計	2,028							
対象者	対象金額 (百万円)	対象債務の内容																							
イーグル・ウィングス・インダストリーズ・インク	1,782	銀行借入金																							
計	1,782																								
対象者	対象金額 (百万円)	対象債務の内容																							
イーグル・ウィングス・インダストリーズ・インク	2,028	銀行借入金																							
計	2,028																								
3. 債権流動化による譲渡残高が受取手形及び売掛金から8,000百万円、流動資産のその他及び投資その他の資産のその他から29,531百万円除かれている。	3. 債権流動化による譲渡残高が受取手形及び売掛金から8,000百万円、流動資産のその他及び投資その他の資産のその他から29,646百万円除かれている。																								
4. 当第1四半期連結会計期間末の無形固定資産には、のれん232百万円が含まれている。	4. 当連結会計年度末の無形固定資産には、のれん252百万円が含まれている。																								

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

平成20年度第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	
1. 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結 貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年6月30日)	
現金及び預金	355,789百万円
預金期間が3ヶ月を超える定期預金	790百万円
有価証券(取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資)	8,555百万円
現金及び現金同等物	363,554百万円

(株主資本等関係)

平成20年度第1四半期連結会計期間末(平成20年6月30日)及び平成20年度第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 5,537,897千株

優先株式 437千株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 80千株

3. 株主資本の金額の著しい変動

当第1四半期連結会計期間より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用している。これにより、期首利益剰余金が13,455百万円減少している。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

平成20年度第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

	自動車事業 (百万円)	金融事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1)外部顧客に対する売上高	606,891	3,206	610,098	-	610,098
(2)セグメント間の内部売上高又は振替高	(35)	-	(35)	35	-
計	606,855	3,206	610,062	35	610,098
営業利益	8,799	1,021	9,821	35	9,856

(注) 1. 事業区分の方法は、産業区分及び市場の類似性に基づいている。

2. 各事業区分の主要製品等

(1) 自動車.....乗用車等

(2) 金融.....販売金融等

3. 会計処理の方法の変更

(1) 連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」2.(3)に記載のとおり、当第1四半期連結会計期間より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用している。これにより、従来の方法によった場合と比較して、「自動車事業」について、営業利益が473百万円増加している。

【所在地別セグメント情報】

平成20年度第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高								
(1)外部顧客に対する売上高	338,287	76,980	105,204	29,288	60,337	610,098	-	610,098
(2)セグメント間の内部売上高又は振替高	126,790	5,333	9,764	55,293	112	197,294	(197,294)	-
計	465,077	82,314	114,968	84,582	60,449	807,392	(197,294)	610,098
営業利益(又は営業損失)	8,661	(3,711)	(1,997)	6,515	1,215	10,684	(827)	9,856

(注) 1. 国又は地域の区分は、地理的近接度及び事業活動の相互関連性によっている。

2. 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

(1) 北米.....米国

(2) 欧州.....オランダ

(3) アジア.....タイ、フィリピン

(4) その他.....オーストラリア、ニュージーランド、U.A.E.、プエルトリコ

国または地域の区分は、「地理的近接度及び事業活動の相互関連性」によっているが、社内管理との整合性を図るため、前連結会計年度まで「北米」に含めていたプエルトリコを当第1四半期連結会計期間より「その他」に含めて表示している。

この変更により従来と同一の方法に比べ、売上高は「その他」で5,864百万円増加し、「北米」で5,300百万円減少し、また「消去又は全社」で564百万円減少しております。営業利益は「その他」で77百万円増加し、「北米」で18百万円減少し、また「消去又は全社」で59百万円減少している。

3. 会計処理の方法の変更

(1) 連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」2.(3)に記載のとおり、当第1四半期連結会計期間より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用している。これにより、従来の方法によった場合と比較して、「アジア」について、営業利益が473百万円増加している。

【海外売上高】

平成20年度第1四半期連結累計期間（自平成20年4月1日至平成20年6月30日）

	北米	欧州	アジア	その他	計
海外売上高（百万円）	82,509	222,979	67,111	142,962	515,562
連結売上高（百万円）					610,098
連結売上高に占める海外売上高の割合（％）	13.5	36.6	11.0	23.4	84.5

（注）1．国又は地域の区分は、地理的近接度及び事業活動の相互関連性によっている。

2．本邦以外の区分に属する主な国又は地域

（1）北米.....米国

（2）欧州.....オランダ、イタリア、ドイツ、ロシア

（3）アジア.....タイ、マレーシア、台湾

（4）その他.....オーストラリア、ニュージーランド、プエルトリコ

国または地域の区分は、「地理的近接度及び事業活動の相互関連性」によっているが、社内管理との整合性を図るため、前連結会計年度まで「北米」に含めていたプエルトリコを当第1四半期連結会計期間より「その他」に含めて表示している。

この変更により従来と同一の方法に比べ、海外売上高は「その他」で5,864百万円増加し、「北米」で同額減少している。

3．海外売上高は、四半期連結財務諸表提出会社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高である。

(有価証券関係)

平成20年度第1四半期連結会計期間末(平成20年6月30日)

その他有価証券で時価のあるものが、事業運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められる。

種類	取得原価 (百万円)	四半期連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
株式	10,730	20,477	9,747
合計	10,730	20,477	9,747

(注) 時価が著しく下落し回復の見込みがないと判断されるものは減損処理を実施し、減損処理後の帳簿価額を取得原価として記載している。

(デリバティブ取引関係)

平成20年度第1四半期連結会計期間末(平成20年6月30日)

対象物の種類が通貨及び金利であるデリバティブ取引が、事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められる。

対象物の種類	取引の種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
通貨	為替予約取引			
	売建	141,568	146,242	4,673
	買建	3,248	3,198	50
	通貨金利スワップ取引			
	売建	298	0	0
	買建	860	1	1
金利	金利スワップ取引			
	支払固定・受取変動	18,682	2	2
	合計	-	-	4,723

(注) 1. 時価の計算は、取引先金融機関から提示された価格等に基づいている。

2. ヘッジ会計及び金利スワップ特例処理が適用されるものについては、記載対象から除いている。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

平成20年度第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)		平成19年度末 (平成20年3月31日)	
1株当たり純資産額	23.75円	1株当たり純資産額	21.81円

2. 1株当たり四半期純利益金額等

平成20年度第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	1.86円
潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	1.13円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	平成20年度第1四半期 連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額	
四半期純利益(百万円)	10,298
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	10,298
普通株式の期中平均株式数(千株)	5,537,817
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	
四半期純利益調整額(百万円)	-
普通株式増加数(千株)	3,590,650
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	

(重要な後発事象)

平成20年度第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
該当事項はない。

2【その他】

該当事項はない。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年8月8日

三菱自動車工業株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 上田 雅之 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 武内 清信 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 坂本 邦夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている三菱自動車工業株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、三菱自動車工業株式会社及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が、すべての重要な点において認められなかった。

追記情報

四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更に記載されているとおり、会社は、当第1四半期連結会計期間より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管している。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていない。